納税準備預金　説明書

1. 商 品 名 （愛　称）	納 税 準 備 預 金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期　　間	・特に期間の定めはありません。
4. 預　入(受入) (1)預入（受入）方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・随時預け入れできます。 ・1 円以上 ・1 円単位
5.払戻(支払)方法	・租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利　　息 (1)適用金利 （利率表示場所） (2)利払方法 （頻度） (3)計算方法 (4)課税方式	 ・毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。 ・適用金利は毎日見直しされます。 ・年 2 回(2 月、8 月)の当金庫の所定の日に元金に組入れます。 ・1 年を 365 日とする日割計算 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。 預金者ご本人または預金者の同居親族が納付すべき国税・地方税に充当する場合 ・非課税 納税外に充当する場合 ・法人の場合は、法人課税 ・個人の場合は、分離課税（税率 20%） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※適用金利については「窓口」にお問い合わせください。
7.手 数 料	――――――
8.付加できる特約事項	――――――
9.中途解約の取扱い	――――――
10.苦情処理措置 紛争解決措置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：06－6412－5576）にお申し出ください。 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
11.その他参考となるべき事項	・利息には利子税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)

（令和元年 5 月 1 日現在）